

## 警報発令時等における休業及び登下校について

1 警報発令時等における休業及び登下校についての原則を次の通りとします。

### (1) 児童が登校する以前に、警報が発令されている場合

- ① 警報が解除されるまで、家庭で待機する。  
7:00 町教育委員会から有線放送  
7:30、9:00、11:00 学校からページング放送・すぐメール
- ② 7:15（始業時刻の1時間前）までに警報が解除された場合  
平常通り登校する。
- ③ 7:15（始業時刻1時間前）から9:00までに警報が解除された場合  
解除後1時間を経て授業を開始する。これに間に合うように登校する。
- ④ 9:00を過ぎてから11:00までに警報が解除された場合  
13:50から授業を開始する。家庭で昼食をすませて登校する。全学年とも、その日の第1、2時間目の授業を行う。
- ⑤ 11:00過ぎてから警報が解除された場合  
休業とする。

※ 暴風警報以外の警報発令中の場合は、気象、道路、河川等の状況を的確に把握し、安全が確認できた上で、学校の判断により登校させる。

※ 道路や橋の流失、家屋や樹木の倒壊等で危険な場合には、学校の判断により登校させない。

### (2) 児童が登校してから、警報等が発令された場合

- ① 警報発令時の気象情報（台風の中心位置、規模、進行方向、速度等）、道路、交通の状況等を判断して、児童が安全に帰宅できると認められた場合、学校は授業を中止して速やかに下校させる。
- ② 帰宅が困難であると認められる場合、その危険がなくなるまで、校内の最も安全な場所で待機させる。
- ③ 学校が休業になった場合は、学童保育（児童クラブ）も休みとなる。

2 町教育委員会及び学校からの連絡等について

・警報発令時の気象、道路、河川、交通等、地域の状況がそれぞれ違うことが多いので、対処の仕方については、学校より有線放送やすぐメールにより連絡します。

3 各支部で行っていただくこと

- ・各支部長さんは、有線放送のない家庭に速やかにご連絡ください。また、児童を登校させる場合は副支部長さんと連絡を取り合って、児童の安全な登校に留意していただき、場合によっては、付き添う等のご配慮をお願いします。
- ・警報が解除された場合、直ちに通学が可能か否かを確認し、学校へ連絡をしてください。